

## 工場誘致審議会の概要

### 1 会議名

令和2年度第1回南相馬市工場誘致審議会

### 2 開催日時

令和2年8月25日（火）13時30分から15時30分

### 3 開催場所

南相馬市役所本庁舎 3階 会議室

### 4 諮問案件

南相馬市企業立地促進条例に基づく事業者の指定について

### 5 指定申請事業者

株式会社高良

### 6 答申結果

指定事業者として適正である

### 7 非公開理由

南相馬市情報公開条例第7条第3号（法人等情報）

### 8 問合せ先

経済部商工労政課企業支援係

## ＜参考＞

### 南相馬市企業立地促進条例

（奨励措置対象者）

第3条 奨励措置の対象となる事業者は、別表の要件を満たす者で、市長が指定した事業者（以下「指定事業者」という。）とする。

（指定事業者の申請）

第5条 第3条の指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請があったときは、南相馬市工場誘致審議会に諮問し、あらかじめ意見を聴かななければならない。